

医 薬 発 第 9 5 6 号
平成 1 2 年 9 月 2 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{政 令 市 市 長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生省医薬安全局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 1 2 年 9 月 2 2 日政令第 4 2 9 号）（別添 1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 2 年 9 月 2 2 日厚生省令第 1 1 8 号）（別添 2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

S , S - ビス (1 - メチルプロピル) = O - エチル = ホスホロジチオアート (別名カズサホス) 及びこれを含有する製剤 (ただし、1 0 % 以下を含有するものを除く。)

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

S , S - ビス (1 - メチルプロピル) = O - エチル = ホスホロジチオアート (別名カズサホス) 1 0 % 以下を含有する製剤 (ただし、3 % 以下を含有する徐放性製剤を除く。)

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 4 - クロロ - 2 - シアノ - N , N - ジメチル - 5 - パラ - トリルイミダゾール
- 1 - スルホンアミド及びこれを含有する製剤

- (2) N - (1 - シアノ - 1 , 2 - ジメチルプロピル) - 2 - (2 , 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (3) 2 - シクロヘキシリデン - 2 - フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (4) 4 - ブロモ - 2 - (4 - クロロフェニル) - 1 - エトキシメチル - 5 - トリフルオロメチルピロール - 3 - カルボニトリル (別名クロルフェナピル) 0 . 6 % 以下を含有する製剤

4 施行期日

平成 1 2 年 1 0 月 5 日から施行することとしたこと。ただし、第 1 の 3 の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 その他

今回の改正に対応した登録事務を電子情報処理組織によって円滑に取り扱うことができるよう、体制の整備を進めているところであるが、当分の間、上記第 1 の 1 及び第 1 の 2 に掲げる物に係る申請等を既存の電子情報処理組織を用いて取り扱う際には、類別番号の変更に注意されたいこと。

第 2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に追加したこと。
S , S - ビス (1 - メチルプロピル) = O - エチル = ホスホロジチオアート (別名カズサホス) 及びこれを含有する製剤 (ただし、1 0 % 以下を含有するものを除く。)
- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に追加したこと。
S , S - ビス (1 - メチルプロピル) = O - エチル = ホスホロジチオアート (別名カズサホス) 1 0 % 以下を含有する製剤 (ただし、3 % 以下を含有する徐放性製剤を除く。)
- 3 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。
 - (1) 4 - クロロ - 2 - シアノ - N , N - ジメチル - 5 - パラ - トリルイミダゾール - 1 - スルホンアミド及びこれを含有する製剤
 - (2) N - (1 - シアノ - 1 , 2 - ジメチルプロピル) - 2 - (2 , 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
 - (3) 2 - シクロヘキシリデン - 2 - フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
 - (4) 4 - ブロモ - 2 - (4 - クロロフェニル) - 1 - エトキシメチル - 5 - トリフルオロメチルピロール - 3 - カルボニトリル (別名クロルフェナピル) 0 . 6 % 以下を含有する製剤

4 施行期日

平成１２年１０月５日から施行することとしたこと。ただし、第１の３の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第３ その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添３及び別添４に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の用途等については、別添５のとおりであること。